

東京都市計画自動車ターミナルの変更（素案）

東京都市計画自動車ターミナルに都市計画第9号渋谷二丁目バスターミナルを次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	ターミナル名			
バスターミナル	第9号	渋谷二丁目 バスターミナル	渋谷区 渋谷 二丁目地内	約0.4ha	階層 地上1層 駐車場所数 約5バース 一般自動車ターミナル
	立体的な範囲		渋谷区渋谷二丁目地内において立体的な範囲を定める（面積約0.4haを対象）。		

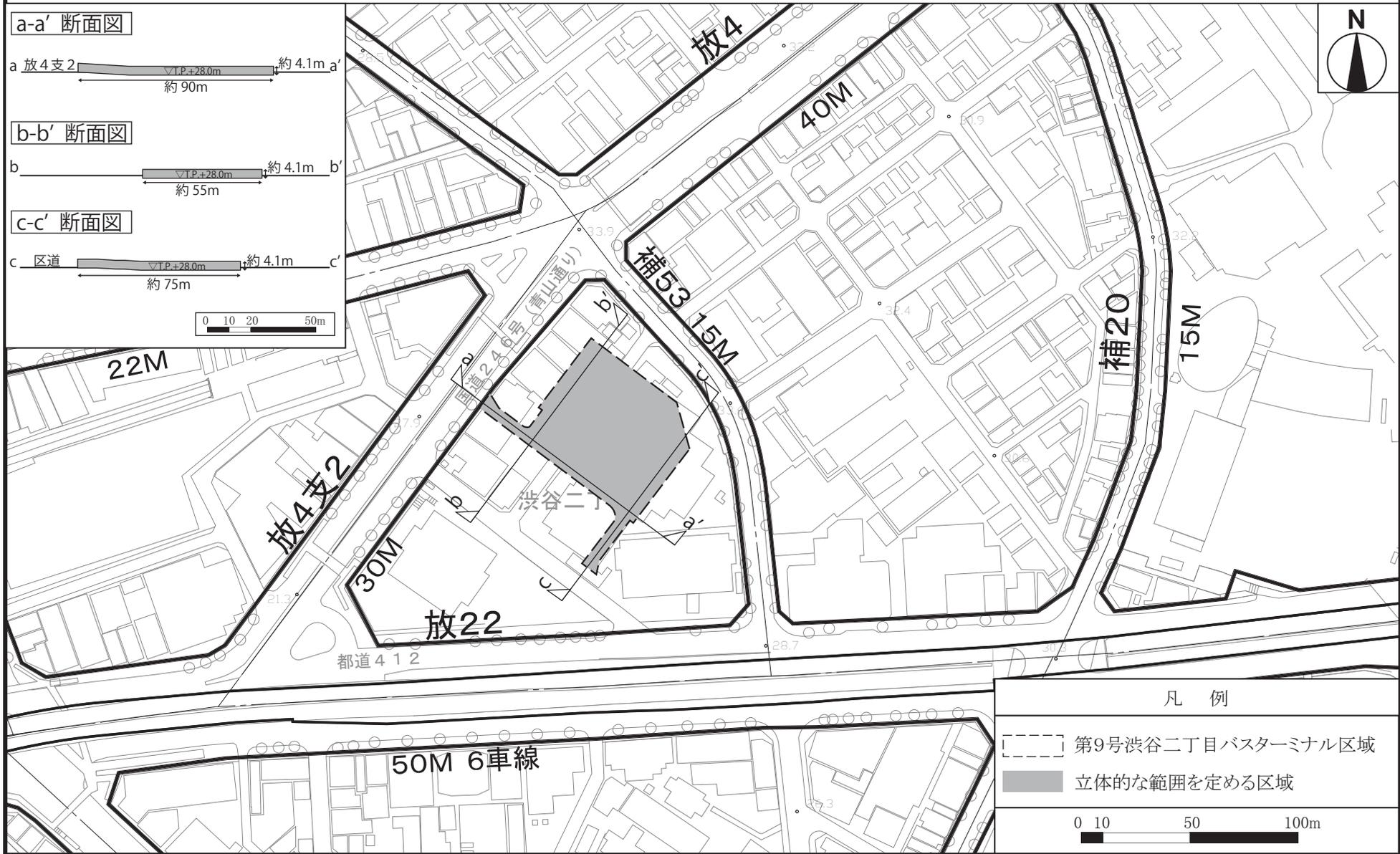
「区域及び立体的な範囲は、計画図表示のとおり」

理由：東京の新たな西側の玄関口にふさわしい国際化に対応した渋谷駅周辺の交通結節機能の強化を図るため、都市再生特別地区（渋谷二丁目西地区）の区域内約0.4ヘクタールにおける自動車ターミナルの変更をする。

変更概要

名称	変更事項
第9号渋谷二丁目バスターミナル	1 新規追加

東京都市計画自動車ターミナル 第9号渋谷二丁目バスターミナル 計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。「(承認番号) 3都市基交著第53号」
「(承認番号) 3都市基交測第31号」「(承認番号) 3都市基街都第20号、令和3年4月21日」

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画自動車ターミナル
第9号渋谷二丁目バスターミナル

2 理由

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「渋谷駅周辺地域」に位置し、地域整備方針では、駅施設の機能更新と再編を進めるとともに、それを契機に周辺地域での街区再編及び開発の連鎖による総合的なまちづくりを推進し、駅から周辺の個性的な街へ連続する、にぎわいと回遊性のある、災害に強く、安全・安心で歩いて楽しい都市空間を形成することとしている。

また、「都市づくりのグランドデザイン」では、快適な歩行者空間の充実が進み、個性のある多様な商業・文化施設の集積を生かし、歩いて楽しい地域の形成を目指すとし、商業・娯楽施設、コンテンツ系産業、文化・交流機能等が高度に集積した拠点の形成を図り、ファッションやエンターテインメントなどの先進的な文化を国内外に発信していくこととしている。

さらに、「渋谷区まちづくりマスタープラン」では、中心拠点ゾーンとして、高度な国際競争力と強烈な地域性を兼ね備えて、未来をつくり続けるまちとして、「働く」「遊ぶ」「暮らす」など多様な都市機能の高度な集積を図ることとし、世界中の人を惹きつける都市機能を誘導するとともに、防災機能や交通結節機能の更なる強化と駅、駅中心地区及び周辺のまちが連続する立体的な歩行者ネットワークを形成し、誰もがめぐり歩いて楽しいまちを創出することとしている。そして、その将来像を実現するために、区、区民、事業者及び大学等が相互に連携・協力して進める協働型のまちづくりを目指していくこととしている。

加えて、「渋谷駅周辺地域交通戦略」でも多くの観光客が訪れることから“誰もがめぐり歩いて楽しい魅力ある街”の実現に向け、地方や海外から渋谷エリアへ訪れる人々を受け入れるために、交通結節機能の向上が求められている。

渋谷駅は、4社8線の鉄道路線が結節し、一日の利用者数が約300万人以上の全国有数のターミナル駅であり、近年、インバウンドや訪都旅行者数が増加傾向にあり、渋谷駅周辺地域ではホテルの建設が進み、客室数が増加しており、空港や他都市とのアクセスなど高速バスの需要増加が見込まれている。

また、2019年12月19日に首都高3号線渋谷入口（下り）が開設され、高速道路や空港とのアクセスが向上したことなど、新宿駅周辺とともに東京の西のゲートとして需要はさらに高まることから、中・長距離バスの自動車バスターミナルの整備を推進する。

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

このようなことから、東京の新たな西側の玄関口に相応しい国際化に対応した渋谷駅周辺の交通結節機能の強化を図るため、都市再生特別地区（渋谷二丁目西地区）の区域内約0.4ヘクタールにおける自動車ターミナルの都市計画変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。